事例で学ぶ 歯科レセプト作成と点検（令和2年４月版）追補

告示及び関連通知等により、下記の内容を更新させていただきます。なお、事例につきましては請求年月が対象となるもののみとします。

・令和2年5月29日　厚生労働省告示第227号特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和2年7月１日適用）、保医発0529第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について、保医発0529第4号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

・令和2年8月31日　厚生労働省告示第304号特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（CAD／CAM冠（Ⅳ）は令和2年9月１日適用、金銀パラジウム合金は令和2年10月１日適用）、保医発0831第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和2年9月１日適用）、保医発0831第3号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和2年10月１日適用）

令和2年8月7日

令和2年 10 月 14 日更新

<table>
<tr><th>頁</th><th colspan="5">箇所</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>131</td><td colspan="5">表中／著しく困難なもの欄／6行目に追加</td><td colspan="2">・チタン冠</td></tr>
<tr><td>197</td><td colspan="5">最下行</td><td>〇代用合金とは、～・銀合金をいう。</td><td>〇代用合金とは、～・銀合金・チタン合金をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="18">198</td><td rowspan="12">表中</td><td rowspan="4">前歯</td><td rowspan="4">金パラ</td><td rowspan="2">インレー</td><td>単純なもの</td><td>360</td><td>~~408~~　390</td></tr>
<tr><td>複雑なもの</td><td>623</td><td>~~717~~　683</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金属冠</td><td>前歯 3/4 冠</td><td>789</td><td>~~905~~　862</td></tr>
<tr><td>レジン前装金属冠</td><td>1,828</td><td>~~2,009~~　1,943</td></tr>
<tr><td rowspan="6">小臼歯</td><td rowspan="6">金パラ</td><td rowspan="2">インレー</td><td>単純なもの</td><td>360</td><td>~~408~~　390</td></tr>
<tr><td>複雑なもの</td><td>623</td><td>~~717~~　683</td></tr>
<tr><td rowspan="3">金属冠</td><td>4/5 冠</td><td>729</td><td>~~845~~　802</td></tr>
<tr><td>FMC（5/5 冠）</td><td>979</td><td>~~1,125~~　1,071</td></tr>
<tr><td>レジン前装金属冠</td><td>1,828</td><td>~~2,009~~　1,943</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大臼歯</td><td rowspan="4">金パラ</td><td rowspan="2">インレー</td><td>単純なもの</td><td>440</td><td>~~510~~　484</td></tr>
<tr><td>複雑なもの</td><td>747</td><td>~~876~~　829</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金属冠</td><td>4/5 冠</td><td>893</td><td>~~1,055~~　995</td></tr>
<tr><td>FMC（5/5 冠）</td><td>1,187</td><td>~~1,391~~　1,316</td></tr>
<tr><td colspan="5">最下行に追加</td><td colspan="2">・純チタン2種の全部金属冠により大臼歯の歯冠修復を行った場合は、「M015-2　CAD／CAM冠」に準じて算定する。（材料との合算点数 1,266 点）</td></tr>
<tr><td>199</td><td colspan="4">レセプト記載上の留意点の図中</td><td>前小パの行</td><td>360×　623×
789×　729×
979×
1828×</td><td>~~408~~　390×　~~717~~　683×
~~905~~　862×　~~845~~　802×
~~1125~~　1071×
~~2009~~　1943×</td></tr>
</table>

		大パの行	440× 747× 893× 1187×	~~510~~ 484× ~~876~~ 829× ~~1055~~ 995× ~~1391~~ 1316×
	下から 13 行目		・歯科鋳造用 14 カラット金合金を用いた金属歯冠修復:	・歯科鋳造用 14 カラット金合金を用いた金属歯冠修復及び純チタン2種による金属冠:
200	〔参考〕コンビネーションインレーの7行目		623 点＋45 点＋17 点	~~717~~ 683 点＋45 点＋17 点
201	下から 13 行目		～臼歯に対して歯冠補綴物(全)	～歯冠補綴物(全)
	下から 10 行目		イ 小臼歯に使用する場合	イ 前歯又は小臼歯に使用する場合
	最下行に追加		・前歯に対し、CAD／CAM冠用材料(Ⅳ)の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合は、D010 歯冠補綴時色調採得検査に準じて 10 点を算定する。 ・前歯に対し、CAD／CAM冠に係る歯冠形成を算定した歯又は歯冠形成を行うことを予定している歯に、テンポラリークラウンを用いた場合は、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、M003-2 テンポラリークラウンに準じ1歯につき1回に限り 34 点を算定する。	
202	上から5～6行目		(Ⅲ)大 1,642	(Ⅲ)大 1,642 (Ⅳ)前 1,776
	下から8行目に追加		・CAD／CAM冠を前歯に用いた場合:「歯CAD(Ⅳ)」と表示し、点数及び回数を記載する。	
220	M017 ポンティック ■材料料を合算した点数	レジン前装金属ポンティック／金パラ	前歯 1,687 小臼歯 1,270 大臼歯 1,338	前歯 ~~1,828~~ 1,777 小臼歯 ~~1,446~~ 1,382 大臼歯 ~~1,573~~ 1,487
		鋳造ポンティック／金パラ	大臼歯 1,278 小臼歯 1,070	大臼歯 ~~1,513~~ 1,427 小臼歯 ~~1,246~~ 1,182
222	M017 ポンティック 図中	前装	パ前 1687×	パ前 ~~1828~~ 1777×
			パ小 1270×	パ小 ~~1446~~ 1382×
			パ大 1338×	パ大 ~~1573~~ 1487×
		鋳造	パ大 1278×	パ大 ~~1513~~ 1427×
			パ小 1070×	パ小 ~~1246~~ 1182×
238	鋳造鉤の表中／金パラ	双子鉤	926 779	~~1,113~~ ~~926~~ 1,045 872

		二腕鉤	694 634 605	~~823~~ 776 ~~746~~ 705 ~~709~~ 671	
	コンビネーション鉤／・鋳造鉤（金パラ）線鉤（不銹銅及び特殊鋼）の表	大臼歯	507	~~528~~ 504	
		大歯・小臼歯	477	~~489~~ 469	
		前歯	463	~~471~~ 452	
	バーの表中／金パラ	鋳造バー	1,536	~~1,837~~ 1,727	
242	鉤（クラスプ）の図中／パの欄	双大	926×	~~1113~~ 1045×	
		双小	779×	~~926~~ 872×	
		腕大	694×	~~823~~ 776×	
		腕犬小	634×	~~746~~ 705×	
		腕前	605×	~~709~~ 671×	
	コンビネーション鉤の図中		コンビ Cl 477×	コンビ Cl ~~489~~ 469×	
	「バー　鋳」の図中		パ 1536×	パ ~~1837~~ 1727×	
283	例2／カルテ2号用紙	⑮	1,828＋45	2,009＋45	
		⑳	3,930 点	4,111 点	
284	例2の解説	最下行	（1,828 点＋～	（2,009 点＋～	
285	例2 レセプト	金属歯冠修復の欄 前小パの行	1,828×1	2,009×1	
		点数欄	1,873	2,054	
		合計の欄	3,930	4,111	
287	例3／カルテ2号用紙	⑳	623＋45＋12	717＋45＋12	
		㉔	1,187＋45＋～	1,391＋45＋～	
		㉕	5,277 点	5,575 点	
288	例3の解説	下から 16 行目	623 点に～	717 点に～	
		下から 3 行目	（1,187 点＋～	（1,391 点＋～	
		最下行	（623 点＋～	（717 点＋～	
289	例3 レセプト	金属歯冠修復の欄 前小パの行	623×1	717×1	
		大パの行	1,187×1	1,391×1	
		点数欄	1,900	2,198	
		合計の欄	5,277	5,575	
291	例4／カルテ2号用紙	㉓	1,828＋～	2,009＋～	
		㉔	1,187＋～	1,391＋～	
		㉘	7,194 点	7,579 点	
292	例4の解説	下から 7 行目	（1,828 点＋～	（2,009 点＋～	
		下から 3 行目	（1,187 点＋～	（1,391 点＋～	
293	例4 レセプト	金属歯冠修復の欄 前小パの行	1,828×1	2,009×1	
		大パの行	1,187×1	1,391×1	
		点数欄	3,105	3,490	
		合計の欄	7,194	7,579	
307	例8／カルテ2号用紙	⑮	979＋1,187	1,125＋1,391	
		⑯	1,278	1,513	
		⑰	6,098	6,683	
308	例8の解説	最下行	（979 点＋1,187 点～	（1,125 点＋1,391 点	

				＋1,287 点＋～	～＋1,513 点＋～
309	例8 レセプト	金属歯冠修復の欄	前小パの行	979×1	1,125×1
			大パの行	1,187×1	1,391×1
			点数欄	2,440	2,790
		鋳造の欄	パ大の行	1,278×1	1,513×1
			点数欄	1,578	1,813
		合計の欄		6,098	6,683
311	例9／カルテ2号用紙		⑪	634	746
			⑫	779	926
			⑬	1,536	1,837
			⑲	4,757	5,317
312	例9の解説		上から 11 行目	634 点と	746 点と
			上から 13 行目	小小臼歯 779	小小臼歯 926
			上から 15 行目	1,536 点	1,837 点
			下から 4 行目	～＋779 点	～＋926 点
			下から 3 行目	634 点＋1,536 点＋	746 点＋1,837 点＋
313	例9 レセプト	バー鋳の欄	パの項	1,536×1	1,837×1
		鋳造鉤の欄	パの項／双小	779×1	926×1
			パの項／腕犬小	634×1	746×1
		バー鋳･鋳造鉤の点数欄		3,637	4,197
		合計の欄		4,757	5,317
354	事例 10-4 レセプト	バー鋳の欄	パの項	1,536×1	1,837×1
		鋳造鉤の欄	パの項／腕犬小	634×1	746×1
		バー鋳･鋳造鉤の点数欄		3,618	4,143
		合計の欄		4,971	5,496
383	下から6行目（写真を除く）			～臼歯に対して歯冠補綴物～	～歯冠補綴物～

以上